

## 「大分県いじめ防止基本方針」の改定について

学校安全・安心支援課

### 1 改定の理由

いじめ防止対策推進法附則第2条第1項の規定に基づき国が行った、「いじめの防止等のための基本的な方針」（「いじめ防止基本方針」という）の一部改定（平成29年3月14日）ならびに「大分県立学校いじめ対策委員会条例」の施行（平成29年3月30日）に伴い、「大分県いじめ防止基本方針」の一部改定を行ったもの。

### 2 「大分県いじめ防止基本方針」の対象

大分県教育委員会が設置する県立学校と大分県内の私立学校

### 3 策定・改定の経緯

【根拠】「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

○法附則第2条第1項

「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目処として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」

→「いじめ防止対策協議会」（文部科学省）の検討結果を踏まえ改定。なお、文科省通知には地方公共団体、学校の設置者、学校は国の基本方針を参酌し、策定・見直しが必要であるとされている。

（「いじめの防止等のための基本的な方針の改定に関する文科省通知」）

#### <国の状況>

○平成25年10月11日 いじめ防止基本方針策定（文科省）

○平成29年 3月14日        "                                改定（文科省）

#### <大分県の状況>

○平成26年4月16日 大分県いじめ防止基本方針策定

○平成26年度 県下全ての県立学校、私立学校で「学校いじめ防止基本方針」策定済み

○平成28年4月1日 大分県いじめ防止基本方針改定

改定理由：大分県いじめ問題調査委員会条例制定に基づくもの

○平成29年10月18日 大分県いじめ防止基本方針改定（今回）

#### <市町村の状況>

○平成26年度 県下全ての市町村で「いじめ防止基本方針」策定済み

○平成26年度 県下全ての小・中学校で「学校いじめ防止基本方針」策定済み

※今後は、国、県の改定内容を参酌し、市町村および市町村立学校において改定予定

#### 4 「大分県いじめ防止基本方針」の主な改定内容

主な改定内容は、国の改定に基づく6項目（①～⑥）と大分県立学校いじめ対策委員会条例の施行に基づく1項目（⑦）。

##### ① いじめの定義の解釈の明確化（新旧対照表2頁）

これまで「けんか」についてはいじめとして扱っていなかったが、けんかやふざけ合いであってもその背景や被害性等に着目しいじめの該当性を判断することとした。

##### ② 学校評価・教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみでなく、いじめ防止対策の取組状況を積極的に評価するよう促す（7頁）

県教育委員会は、学校に対し、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう指導助言するとともに、教員評価においてもその取組を評価するよう促すことを明記した。

##### ③ 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることを明記（15頁下段）

教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告しないことは、法違反であり、懲戒処分の対象となり得ることを明記した。

##### ④ いじめの「解消」の定義を明確化（17頁）

これまで定義のなかった、いじめの「解消」について2つの要件を示し、その意義を明確化した。

##### ⑤ 学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記（13頁）

学校として特に配慮が必要な児童生徒について、発達障がいを含む障がいのある児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒、原子力発電所事故により避難している児童生徒等を具体的にあげて、特性を理解した適切な支援、保護者との連携等組織的に対応を行うよう明記した。

##### ⑥ 重大事態の訴えへの対応・留意点を明記（18頁下段）

児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることを明記した。

##### ⑦ 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の明記（6頁）

大分県立学校いじめ対策委員会条例の施行に伴い、委員会の設置・構成・審議内容等について明記した。

#### ----- 【いじめ防止対策推進法】

・第23条第1項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

・第14条第3項 教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

新旧対照表

<p>国の「いじめ防止等のための基本的な方針」改定版 ○～国の改定を受けて変更 ●～県独自で変更</p>	<p>大分県いじめ防止基本方針</p>	
	<p>改定案</p>	<p>改定前</p>
<p>● 表現を変更。</p>	<p><b>はじめに</b> こうした社会情勢を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第12条で地方公共団体に対して、国による「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、地域の実情に応じた、地方いじめ防止基本方針の策定に努めることが規定され、大分県では、本県におけるいじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「大分県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定しています。法附則第2条第1項には、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、このたび、国の基本方針が改定されるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。これを受けて、大分県では、県の基本方針を改定することとしました。</p>	<p><b>はじめに</b> こうした社会情勢を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、平成25年9月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第12条で地方公共団体に対して、国による「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、地域の実情に応じた、地方いじめ防止基本方針の策定に努めることが規定され、大分県では、本県におけるいじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、「大分県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定することとしました。</p>
<p>○ 学校教育法の改正に係る変更。</p>	<p>この県の基本方針の対象となる学校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援委員会が設置する県立学校と大分県内の私立学校</p>	<p>この県の基本方針の対象となる学校は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援委員会が設置する県立学校と大分県内の私立学校です。</p>

<p>○学校教育法の改正に係る変更。</p>	<p>第1 方向に関する事項 3 いじめの定義</p> <p>(定義) 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等が在籍する学校に在籍している他の児童等と一定の物理的な影響を与えたり、当該児童等が行う心理的な苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。</p>	<p>第1 方向に関する事項 3 いじめの定義</p> <p>(定義) 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等が在籍する学校に在籍している他の児童等と一定の物理的な影響を与えたり、当該児童等が行う心理的な苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。</p>
<p>○名称の変更。</p> <p>○いじめの定義の解釈の明確化を図る。 5 いじめの定義【PS】また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをなすことなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。</p>	<p>(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。</p> <p>(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。</p>	<p>(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。</p> <p>(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。</p>

<p>○いじめへの対処方法として、状況に応じた見守るなど、柔軟な対応が可能であることを示す。</p> <p>5 定義【P5】 加えて、いじめに当たった児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例え、好意から行った行為が意図せずして相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせた場合、苦痛を感じさせたような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</p>	<p>(5) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずして相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせたような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応する必要がある。</p> <p>例え、好意から行った行為が意図せずして相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせたような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。</p>	<p>(5) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずして相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせたような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応する必要がある。</p>
<p>○追跡調査の時期の変更。 【P6】下記注釈6 平成28年6月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2013-2015」</p>	<p>4 いじめの理解 (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成28年6月）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。</p>	<p>4 いじめの理解 (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成25年7月）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。</p>
<p>○道徳教育を始めとする教育活動全体を通じて、いじめが重大な人権侵害に当たり、さして許されないことを児童生徒にもとに児童生徒の徒的ないじめの問題を考えさせる実践的な取組を行う。 【P10】 ○学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 ○学校や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育てるため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を始めとする教育活動全体を通じて、いじめが重大な人権侵害に当たり、さして許されないことを児童生徒にもとに児童生徒の徒的ないじめの問題を考えさせる実践的な取組を行う。</p>	<p>5 いじめの防止等関する基本的な考え方 (1) いじめの防止 …このため、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進し、全ての児童生徒に「いじめは決して許さなれない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うことが必要である。 また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童</p>	<p>5 いじめの防止等関する基本的な考え方 (1) いじめの防止 …このため、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許さなれない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うことが必要である。</p>

<p>た道徳教育を推進する。<u>児童生徒が</u>いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面向きから向き合えること、<u>具体的な実践事例</u>の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。</p> <p>○児童生徒の主体的な活動の推進</p> <p><u>道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動</u>において、<u>児童生徒が自らいじめの問題について</u>議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどとして子供自身の主体的な活動を推進する。</p>	<p>児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する必要がある。</p>	<p>…等の心理状態を踏まえつつ、校内でいじめ対策委員会等を活用して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる必要がある。</p>
<p>●<u>表現を変更。</u></p>	<p>…等の心理状態を踏まえつつ、学校でいじめ対策委員会等を活用して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる必要がある。</p>	<p>…等の心理状態を踏まえつつ、校内でいじめ対策委員会等を活用して、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる必要がある。</p>
<p>●<u>本県の「地域協育振興プラン」は平成27年度で終了しているため変更。</u></p>	<p>(4) <u>地域や家庭との連携</u>          …個人情報やプライバシーの保護に留意しながら、全ての大人が「地域の子どもの問題について学校と地域、家庭とが連携することが必要である。</p>	<p>(4) <u>地域や家庭との連携</u>          …本県では、平成19年に策定した「地域協育振興プラン」に基づいて、教育の協働を推進するため「協育」ネットワークの構築・充実に取り組んでいく。その中で「地域協育プロジェクト会議」、「校区ネットワーク会議」等の開催や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用により、いじめの解決に向けた取組、ねらいを明確にするとともに、個人情報やプライバシーの保護に留意しながら、全ての大人が「地域の子どもの問題について学校と地域、家庭とが連携・協働する体制を構築することが必要である。</p>

●次項目で法第14条第3項をあげているため当該部分を削除。

第2 第2 第2 第2  
 する する する する  
 事項 事項 事項 事項  
 1 1 1 1  
 県が実施すべき施策 県が実施すべき施策

(いじめ問題対策連絡協議会)  
 第14条 地方公共団体は、いじめの防止を図るため、関係する機関及び団体により、児童相談所、児童相談所、児童警察その他関係協議会を構成することができる。  
 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題に関する協議会及び団体の連携を図るため、当該区域の市内町等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市の教育委員会の連携を図るものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)  
 第14条 地方公共団体は、いじめの防止を図るため、関係する機関及び団体により、児童相談所、児童相談所、児童警察その他関係協議会を構成することができる。  
 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題に関する協議会及び団体の連携を図るため、当該区域の市内町等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市の教育委員会の連携を図るものとする。  
 3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づき地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

●課名変更に伴う変更。

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置  
 ② 連絡協議会の構成員  
 連絡協議会は、県教育委員会、県生活環境部、県振興・青少年課、県福祉保健部、県子ども家庭支援課、こころとからだの相談支援センター、児童相談所、県警察、地方方法務局、県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会など必要と認められる機関及び市町村教育委員会の代表等とする。

(1) 大分県いじめ対策連絡協議会の設置  
 ② 連絡協議会の構成員  
 連絡協議会は、県教育委員会、県生活環境部、県振興・青少年課、県福祉保健部、県子ども家庭支援課、こころとからだの相談支援センター、児童相談所、県警察、地方方法務局、県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会など必要と認められる機関及び市町村教育委員会の代表等とする。

●大分県立学校いじめ対策委員会条例（平成29年大分県条例第19号）が施行されたことから、新たな項目として追加。

(2) 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

- ① 大分県立学校いじめ対策委員会条例の施行法第14条第3項に基づき、近年の解決困難ないじめ問題の増加やいじめによる重大事態の発生増加を受け、より速やかに事態の対処に当たり、同種事態の発生防止に資するため、事実関係の調査といたっていじめ防止に関する対策を行う組織を常設化すべく、県教育委員会の附属機関として、「大分県立学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ② 大分県立学校いじめ対策委員会の構成法律、医療、心理、福祉、教育に関する専門的な知識又は経験を有する者10名により構成する。
- ③ 大分県立学校いじめ対策委員会の審議内容ア いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策について審議すること。  
イ 法第24条に規定する事案について調査すること。  
ウ 法第28条第1項に規定する重大事態について調査すること。

●表現を変更。

- (3) 大分県生徒指導支援チーム等の設置  
 県は、いじめ防止対策の在り方や実効性を高めるため、調査機関と学校で発生したいじめの調査を行うために、県教育委員会に大分県生徒指導支援チーム等（以下「生徒指導支援チーム等」という。）を設置する。

① 生徒指導支援チーム等の構成「生徒指導支援チーム等」とは、県教育委員会

- (2) 大分県生徒指導支援チーム等の設置  
 県は、法第14条第3項及び第28条第1項に基づき、いじめ防止対策の在り方や実効性を高めるため、調査機関と学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うために、大分県生徒指導支援チーム等（以下「生徒指導支援チーム等」という。）を設置する。

① 生徒指導支援チーム等の構成「生徒指導支援チーム等」とは、県教育委員会



<p>● 表現を変更。</p>	<p>に設置された「大分県生徒指導支援チーム」<sup>2</sup>と「学校問題解決支援チーム」<sup>3</sup>からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。</p>	<p>に設置された「生徒指導支援チーム」<sup>2</sup>と「学校問題解決支援チーム」<sup>3</sup>からなる組織を主体とし、学識経験者等、専門的な知識及び経験を有する第三者や教育委員会、PTA代表者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。</p>
<p>● 表現を変更。</p>	<p>脚注2 「大分県生徒指導支援チーム」とは、公立学校で発生するいじめや不登校の諸問題の解決支援等を行うため、平成28年4月1日、県教育委員会に設置したものである。</p>	<p>脚注2 「生徒指導支援チーム」とは、公立学校で発生するいじめへの支援を行うため、平成28年4月1日、県教育委員会に設置したものである。</p>
<p>● 大分県いじめ問題調査委員会条例（平成28年大分県条例第19号）の施行に伴う変更。</p>	<p>(4) 再調査のための機関 ① 再調査機関の設置 県立学校又は県教育委員会並びに私立学校又は学校法人が行った、いじめの重大事態の調査結果について、知事が必要があると認められた場合には、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき再調査を行うため、<u>大分県いじめ問題調査委員会</u>を設置する。</p>	<p>(3) 再調査のための機関 ① 再調査機関の設置 県立学校又は県教育委員会並びに私立学校又は学校法人が行った、いじめの重大事態の調査結果について、知事が必要があると認められた場合には、法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき再調査を行うための機関を設置する。</p>
<p>○ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等が、児童生徒から活用されるよう、自らの取組、見学会の積極的な周知する（学校への訪問、見学会の実施等）。</p>	<p>(5) 基本的施策 ② いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係） ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、<u>県教育センターにおける教育相談、24時間子供SOS</u>が設置した相談窓口や相対面での連携が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。</p>	<p>(4) 基本的施策 ② いじめに関する通報及び相談体制の整備（法第16条第2項関係） ・ 県教育センターにおける教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口や市町村が設置した相談窓口等の周知や相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。</p>
<p>● 表現を変更。</p>	<p>⑩ 私立学校主管部局の体制 ・ 私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）は、<u>所管する学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握する</u>とともに、<u>重大事態があった場合は、適切に対応する。</u></p>	<p>⑩ 私立学校主管部局の体制 ・ 私立学校において重大事態があった場合は、<u>私立学校主管部局（生活環境部私学振興・青少年課）において適切に対応する。</u></p>
<p>○ 学校評価、教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみではなく、学校における積極的な対策の取組状況を積極的に評価する。</p>	<p>2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策 (5) <u>学校評価の留意点、教員評価の留意点</u></p>	<p>2 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）が実施すべき施策 (5) <u>その他</u></p>

<p>的に評価するよう促す。 【P22・23】</p>	<p>② 学校の設置者として実施すべき施策の留置点、学校評価の留置点、教員評価においては、学校の留置点、<u>学校教育委員会</u>は、学校の目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</p> <p>・<u>県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</u></p>	<p>○名称の変更。</p>
<p>・県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</p> <p>・<u>県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</u></p>	<p>・県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</p> <p>・<u>県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</u></p>	<p>3 学校が実施すべき施策 学校は、いじめの防止等のため、<u>学校いじめ防止基本方針</u>に基づき、いじめの防止等の対策のため、<u>学校の組織を中核として、校力の強化を図る</u>こと、<u>児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</u></p>
<p>・県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</p> <p>・<u>県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</u></p>	<p>・県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</p> <p>・<u>県教育委員会及び学校法人は、学校評価において、いじめの目的を踏まえ、いじめや多寡の目的を評価するのではなく、児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</u></p>	<p>3 学校が実施すべき施策 学校は、いじめの防止等のため、<u>学校いじめ防止基本方針</u>に基づき、いじめの防止等の対策のため、<u>学校の組織を中核として、校力の強化を図る</u>こと、<u>児童生徒の理解、未だ防犯の迅速かつ適切な対応を確保すること、児童生徒や地域の状況を十分踏まえ、目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。</u></p>

<p>を確立し、学校設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に必要である。</p>	<p>を確立し、学校設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に必要である。</p>	<p>設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に必要である。</p>
<p>○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。 【P24】</p> <p>3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 各学校は、国の基本方針、<u>地方いじめ防止基本方針</u>を参考にし、自らの学校として、どのようないじめの防止等の取組を行うかについて基本的な方向や、取組の内容等を「<u>学校いじめ防止基本方針</u>」(以下「<u>学校基本方針</u>」)として定めることが必要である。 <u>学校いじめ防止基本方針</u>を定める意義としては、次のようなものがある。 ・<u>学校いじめ防止基本方針</u>に基づく対応が徹底されることにより、<u>教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員の対応となる。</u> ・<u>いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与え、いじめの抑止につながる。</u> ・<u>加害者への成長支援の観点から、いじめの抑止につながる。</u></p>	<p>(1) <u>学校いじめ防止基本方針の策定</u> (学校におけるいじめの防止等の対策のため の組織) 第22条 <u>学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のため組織を置くものとする。</u></p> <p>・各学校は、国又は県の基本方針を参酌して、自らの学校としてどのような方向や、取組の内容を取組を行うか等の基本的な方向や、取組の内容等を「<u>学校いじめ防止基本方針</u>」として定める必要がある。 ・<u>学校いじめ防止基本方針</u>を定める意義としては、次のようなものがある。 ① <u>学校いじめ防止基本方針</u>に基づく対応が徹底されることにより、<u>教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。</u> ② <u>いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与え、いじめの抑止につながる。</u> ③ <u>いじめを行った児童生徒への成長支援の観点から、いじめの抑止につながる。</u></p>	<p>(1) <u>学校いじめ防止基本方針の策定</u> ・各学校は、国又は県の基本方針を参酌して、自らの学校としてどのような方向や、取組の内容を取組を行うか等の基本的な方向や、取組の内容等を「<u>学校いじめ防止基本方針</u>」(以下「<u>学校基本方針</u>」)として定めることが必要である。</p>
<p>●表現を変更。</p>	<p>・<u>学校いじめ防止基本方針</u>の策定に当たっては、<u>保護者や地域住民の方々、関係機関の協力を得て、「どのようないじめの防止等の取組を行うか」「学校がどのようないじめの防止等の取組を行うか」「教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員の対応となる。」</u> ・<u>いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与え、いじめの抑止につながる。</u> ・<u>加害者への成長支援の観点から、いじめの抑止につながる。</u></p>	<p>・<u>学校基本方針</u>の策定に当たっては、<u>保護者や地域の方々の早期発見を促すことにより、「どのようないじめの防止等の取組を行うか」「学校がどのようないじめの防止等の取組を行うか」「教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員の対応となる。」</u> ・<u>いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与え、いじめの抑止につながる。</u> ・<u>加害者への成長支援の観点から、いじめの抑止につながる。</u></p>



早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、改修等を行うこととする。

【P26・27】

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くこととし、これを明示的に規定したものであるが、これは、いじめについて、特定の教職員で問題を抱え込み、学校の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察官経験者など外部専門家等が参加しなことが対応することなどにより、実効的な防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム等)の作成や代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

○ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに行う役割

【早期発見・事案対処】

○ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割  
 ○ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

## の組織

### ① 組織の設置

法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くよう明示的に規定しており、各学校は、学校いじめ対策組織を常設するものとする。

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となることに留意する。

### ② 組織の構成員

組織の構成員は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長以下複数の教職員のほか、心理・福祉の専門的知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者であるスクールサポーターなどの外部専門家参加する構成とする。

### ③ 具体的な組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的ないじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的な役割は以下のとおりとする。

#### ア 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに行う役割

#### イ 早期発見・事案対処

いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

いじめの早期発見・事案対処のため、いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

いじめの疑いに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う役割



から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等に ついても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

● 表現を変更。

いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化を図る。

- ・地域交流、ボランティア活動等の体験活動や特別活動を通じて、自己の役割や責任を果したそうと態度やよい人間関係を構築する態度など道徳性・人権意識を育む取組により、互いを認め合える人間関係、誰もが活躍できる機会や自己有用感、充実感を感じられる学校生活、風土づくりを推進する。
- ・いじめに対してはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、暗黙の了解を与える「傍観者」にならず、勇気を持って学校いじめ対策組織に報告する等、いじめを止め、いじめを許さない集団づくりに取り組む。
- ・教職員の資質向上のための研修会の実施により、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、早期に対応するスキルアップに努める。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめの信頼関係の構築に努め、指導の在り方に細心の注意を払う。特に「いじめられる側にも問題がある」という意識や発言は、いじめを容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立化させ、いじめを深刻化させることに留意する。

○ 性同一性障害や性的指向・性自認について

・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が

いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化を図る。

- ・地域交流、ボランティア活動等の体験活動や特別活動を通じて、自己の役割や責任を果したそうと態度やよい人間関係を構築する態度など道徳性・人権意識を育む取組により、互いを認め合える人間関係、誰もが活躍できる機会や自己有用感、充実感を感じられる学校生活、風土づくりを推進する。
- ・いじめに対してはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、暗黙の了解を与える「傍観者」にならず、勇気を持っていじめを止め、いじめを許さない集団づくりに取り組む。
- ・教職員の資質向上のための研修会の実施により、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、早期に対応するスキルアップに努める。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめの信頼関係の構築に努め、指導の在り方に細心の注意を払う。

て、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

【ポイント P2】

- (1) いじめの防止  
 ○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該児童生徒の特性、専門家、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国に生じるが、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いため、留意し、それらが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止し、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

かかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該児童生徒の特性や専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国に生じるが、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いため、留意し、それらが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

・上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。



<p>● 表現を変更。</p> <p>○ アンケート調査等において、児童生徒が対応するSOSや情報を出せば、必ず学校が対応する。アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及び、児童生徒の情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものではない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</p>	<p>(4) いじめの早期発見のための取組（法第16条関係）</p> <p>・「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配り、見守りや観察を行うとともに、児童生を見逃さないよう注意を払う。</p> <p>・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけにくい形で行われることが多い。大人が気づきにくい判断しにくい形で行われ、些細な兆候でも、早い段階から、いじめを隠したり、積極的に認知することを努める。</p> <p>・アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員が理解するとともに、学校の教職員等からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</p>	<p>(3) いじめの早期発見のための取組（法第16条関係）</p> <p>・「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配り、見守りや観察を行うとともに、児童生を見逃さないよう注意を払う。</p> <p>・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけにくい形で行われることが多い。大人が気づきにくい判断しにくい形で行われ、些細な兆候でも、早い段階から、いじめを隠したり、積極的に認知することを努める。</p>
<p>○ 教職員は、いじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務があること、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等を通じて改めて周知徹底する。</p> <p>【P30】</p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>iii) いじめに対する措置</p> <p>法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談</p>	<p>(5) いじめに対する措置（法第23条関係）</p> <p>・法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に当たる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合は、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校がいじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織</p>	<p>(4) いじめに対する措置（法第23条関係）</p> <p>・いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに事実を明らかにするとともに、担任など特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの問題の重大性を全教職員で共通理解し、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。</p>

<p>に 応 じ る 者 及 び 保 護 者 は 、 児 童 等 か ら い じ め に 係 る 相 談 を 受 け た 場 合 に お い て 、 い じ め の 事 実 が あ る と 思 わ れ る と き は 、 い じ め を 受 け た と 思 わ れ る 児 童 等 が 在 籍 す る 学 校 へ の 通 報 そ の 他 の 適 切 な 措 置 を と る もの と す る。 」 と し て お り 、 学 校 の 教 職 員 が い じ め を 発 見 し 、 又 は 相 談 を 受 け た 場 合 に は 、 速 やか に 、 学 校 い じ め 対 策 組 織 に 対 し 当 該 い じ め に 係 る 情 報 を 報 告 し 、 学 校 の 組 織 的 な 対 応 に つ な げ な け れ ば な ら な い。 す な わ ち 、 学 校 の 特 定 の 教 職 員 が 、 い じ め に 係 る 情 報 を 抱 え 込 み 、 学 校 い じ め 対 策 組 織 に 報 告 を 行 わ な い こ と は 、 同 項 の 規 定 に 違 反 し 得 る。</p>	<p>○アンケータ調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。 【ポイントP6】 (3) いじめの発見・通報を受けたときの対応 ② 児童生徒から学校の教職員にいじめ(疑いを含む)に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに身体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応に必要がある。</p>	<p>○教職員は、いじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務があること、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について周知徹底すると等を通じて改めて周知徹底する。 【P30】 (4) 学校におけるいじめの防止等に関する</p>
---	--	--

<p>的な対応につなげなければならない。 ・学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し、懲戒処分の対象となり得る。</p>	<p>・児童生徒から学校の教職員にいじめ(疑いを含む)に係る情報の報告や相談があった場合は、学校が速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒が「報告・相談しても何もしない」と思い、その後の報告・相談を行わなくなる可能性があるため、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる必要がある。</p>	<p>・各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報は適切に記録する。 ・学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。</p>
---	--	---

		<p>・いじめがあつたことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穩な学校生活を再開できるように当該児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。</p>
--	--	--



②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
 いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。  
 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校がいじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校がいじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。  
 ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行う。

○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、校内研修を始める。教職員研修等において、計画的に法の内容が位置づけられるよう、その方策を検討する。  
 【ポイント P10】  
 (4) その他の留意事項  
 ② 校内研修の充実  
 全ての教職員の共通認識を図るため、指導上は、いじめに関する校内研修を行う。教職員の異動等によっても、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

(8) 校内研修の充実  
 ・全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。  
 ・教職員の異動等によっても、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

--	--

○児童生徒や保護者からいじめられて重大

第3 重大事態への対処

第3 重大事態への対処

事態に至ったという申立てがあったとき  
は、重大事態が発生したものと報告・改  
調て留意点として明確に示す。  
【P32】  
また、児童生徒や保護者から、いじめにより重  
大な被害が生じたという申立てがあったときは、その  
時点で学校が「いじめの結果ではない」と考  
え、報告・調査等を行ったとしても、重大事態が  
発生したと認め、児童生徒や保護者からの申  
立ては、児童生徒が把握していない極めて重  
要な情報であり、調査をしないまま、い  
じめの重大事態ではないと断言できない  
ことに留意する。

1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）  
又は学校による調査  
(2) 重大事態の意味  
④ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重  
大な被害が生じた」という申立てがあったときは、  
その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考  
え、報告・調査等を行ったとしても、重大事態が  
発生したと認め、児童生徒や保護者からの申  
立ては、児童生徒が把握していない極めて重  
要な情報であり、調査をしないまま、い  
じめの重大事態ではないと断言できない  
ことに留意する。

1 学校の設置者（県教育委員会及び学校法人）  
又は学校による調査  
(2) 重大事態の意味  
④ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大  
事態に至った」という申立てがあったときは、そ  
の時点で学校が「いじめの結果ではない」と考  
え、報告・調査等を行ったとしても、重大事態が  
発生したと認め、児童生徒や保護者からの申  
立ては、児童生徒が把握していない極めて重  
要な情報であり、調査をしないまま、い  
じめの重大事態ではないと断言できない  
ことに留意する。

●大分県立学校いじめ対策委員会条例が施  
行されたことから、追加。  
  
●表現を変更。  
  
● 施行日を附則に追加。

(4) 事実関係を明確にするための調査  
② 調査を行うための組織  
イ 県教育委員会及び学校法人が調査主体とな  
る場合  
・ 学校を設置する県教育委員会及び学校法人が  
行う調査は、県教育委員会及び学校法人の下に  
適切な調査組織を設置して行う。  
・ 県立学校における調査は、法第14条第3項  
の県教育委員会の附属機関である「大分県立学  
校いじめ対策委員会」を調査組織とする。  
・ 市町村立学校で発生した重大事態について、  
市町村教育委員会が自ら主体となって調査をし  
ても十分な結果を得られないと判断した場合、  
県教育委員会は、市町村教育委員会教育長の要  
請に応じて必要な協力を行う。

2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長  
による再調査及び措置  
(1) 再調査の実施  
・ 再調査について、いじめを受けた児童生徒  
及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、  
調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(4) 事実関係を明確にするための調査  
② 調査を行うための組織  
イ 県教育委員会及び学校法人が調査主体とな  
る場合  
・ 学校を設置する県教育委員会及び学校法人が  
行う調査は、県教育委員会及び学校法人の下に  
適切な調査組織を設置して行う。  
・ 市町村立学校で発生した重大事態について、  
市町村教育委員会が自ら主体となって調査をし  
ても十分な結果を得られないと判断した場合、  
県教育委員会は、市町村教育委員会教育長の要  
請に応じて必要な協力を行う。

2 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長  
による再調査及び措置  
(1) 再調査の実施  
・ 再調査について、いじめを受けた児童  
生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法  
で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

● 施行日を附則に追加。

附 則  
この方針は、平成26年4月16日から施

附 則  
この方針は、平成26年4月16日から施

	<p>行する。則 附 この方針は、平成28年4月1日から施行する。 附 <u>この方針は、平成29年10月●日から施行する。</u></p>	<p>行する。則 附 この方針は、平成28年4月1日から施行する。</p>
<p>●一部図の名称を変更。</p>	<p>資料 重大事態発生の対応 (図)</p>	<p>資料 重大事態発生の対応 (図)</p>